

除染適正化に関する報告

2015年4月22日

日建連除染部会

適正除染実施のための取組

- ①基本方針
- ②J V 職員への教育
- ③事業主への教育
- ④作業員への教育
- ⑤不適正除染の未然防止体制
- ⑥不適正除染に関する通報があった場合の対応
- ⑦パトロールの実施
- ⑧地域とのコミュニケーション（パンフレット参照）
- ⑨除染等工事における各取組強化のお願い

適正除染実施のための取組

①基本方針

○信頼される除染を目指して〈除染適正化プログラムの遵守〉

- 1) 除染従事者にプロフェッショナルはいない
- 2) 繰り返し教育、指導の徹底（意識変革）
- 3) 特に除染事業に参加する事業主の教育の徹底

適正除染実施のための取組

② JV職員への教育

- 1) 除染ガイドライン・共通仕様書の修得
- 2) 除染における廃棄物の種別と取り扱い
(除染廃棄物、産業廃棄物、
屋外残置物、一般廃棄物
不法投棄物、その他の廃棄物)
- 3) 不適切除染例の周知及び対策
- 4) 不適切除染と勘違いされる
作業指示の回避
- 5) 作業員とのコミュニケーション強化
(現場での名前を呼ぶ声掛け)



作業所長によるJV職員教育



コミュニケーションワッペン

適正除染実施のための取組

③事業者への教育

- 1) 『事業主の皆様へ』 除染等業務を行うにあたっての
遵守事項の事前説明
 - ・ 除染従事者の放射線管理とその責任
 - ・ 雇用契約、派遣禁止、特殊勤務手当等の適切な賃金支払
 - ・ 不適切除染の排除、秘密保持
- 2) 同意書(上記に対する)の全下請業者からの提出
- 3) 災害防止協議会での再指導
- 4) 事業主パトロールによる確認
- 5) 作業変更時のルールの厳守



災害防止協議会開催状況

適正除染実施のための取組

④作業員への教育（意識の変革と繰り返し教育の徹底）

1) 除染工事作業員としての誓約書の提出

- ・ 不適切除染の排除(環境法令等の遵守)
法令違反時の罰則規定
- ・ 個人情報情報の漏洩・インターネット上への公開禁止

2) 不適切除染に関する教育

- ・ 新規入場教育
- ・ 月例教育
- ・ 朝礼、現地KY活動
- ・ ポスター等の掲示



ポスター掲示

適正除染実施のための取組

- 3) 除染ガイドラインに則した適切除染の注意事項
- 4) 不適切除染事例とその防止対策
- 5) 不適切除染と勘違いされ易い行為の防止
- 6) 除染廃棄物とその他の廃棄物
(屋外残置物、産業廃棄物、
一般廃棄物、不法投棄物等)
の区別と取扱い方法

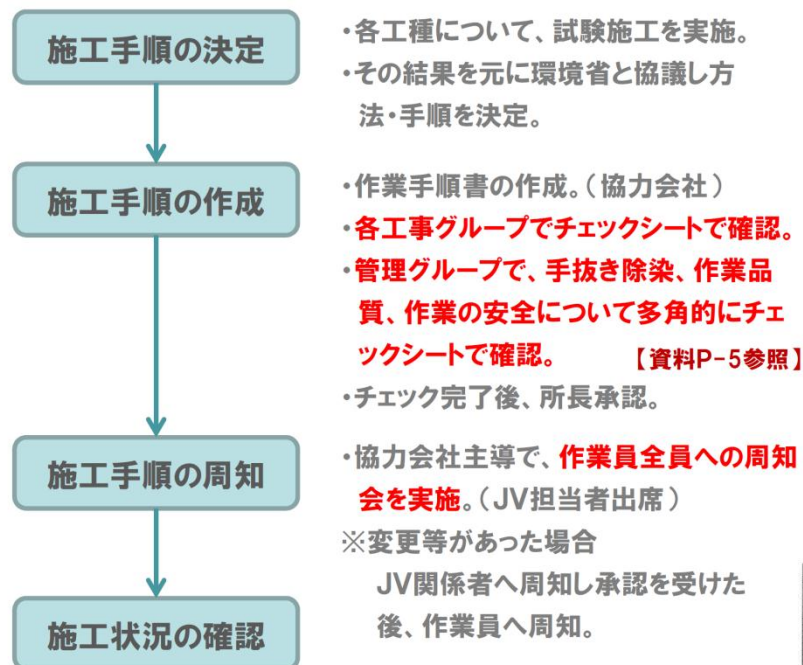


不適切除染防止 作業員教育

適正除染実施のための取組

④作業員への教育 施工手順の遵守について

■施工手順の作成・周知・確認のフロー



■施工状況の確認

- ・各工事グループ:**日々の施工管理**
- ・管理グループ:**品質パトロールの実施**【資料P-12参照】
安全パトロールの実施【資料P-15参照】
- ・工事Gr長、各Gr安全担当による現場巡視



- 指摘事項については、原則即是正させる
- 作業間連絡調整会議や、パトロール結果報告書にて関係者への周知、水平展開。



- ・朝礼等で作業員への周知、注意喚起。



品質パトロール



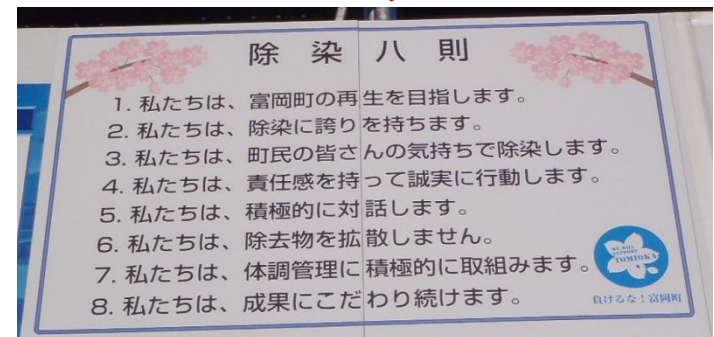
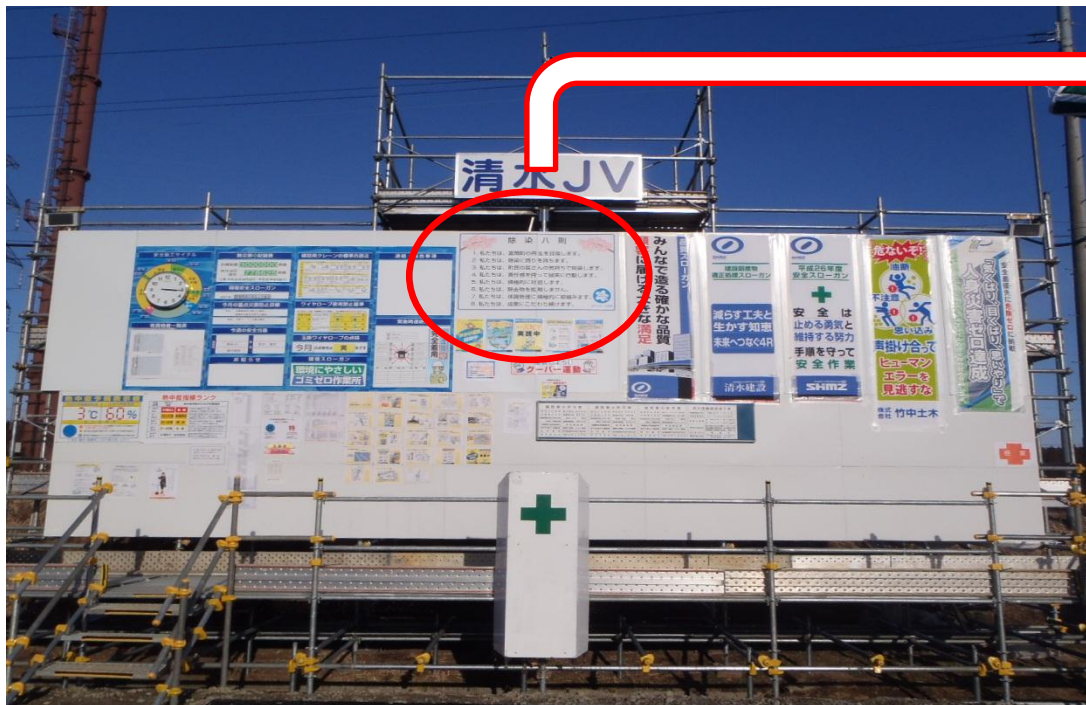
安全パトロール

適正除染実施のための取組

④作業員への教育

「除染八則」の唱和

毎日の朝礼時に「除染八則」を唱和することによって、除染作業の目的、品質、安全、そして自分自身の健康管理などの意識向上を図っています。



「除染八則」

朝礼看板に「除染八則」を明示

適正除染実施のための取組

④作業員への教育

①良い作業例の提示

各工区詰所に良い施工事例を提示し、作業手順の再確認と情報の水平展開を図った。

【除染用器具の管理状況の紹介】



②優良作業指揮者の表彰

除染品質の向上と除染作業に対するモチベーションアップを目的として優秀な作業指揮者を表彰した。



③J V名、所属会社、氏名を明記したベストの着用

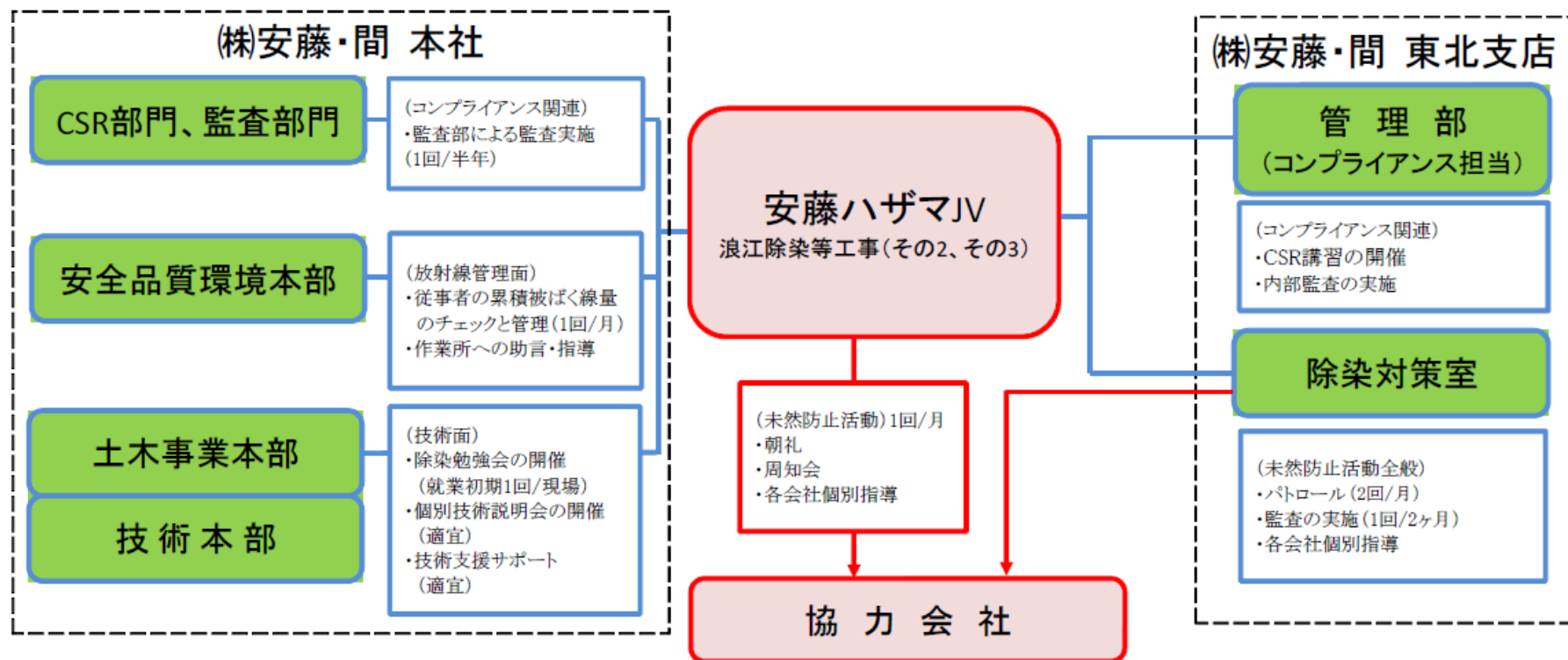
所属会社、氏名を明記したベストを着用する事で、自覚の向上を図る。



適正除染実施のための取組

⑤不適正除染の未然防止体制

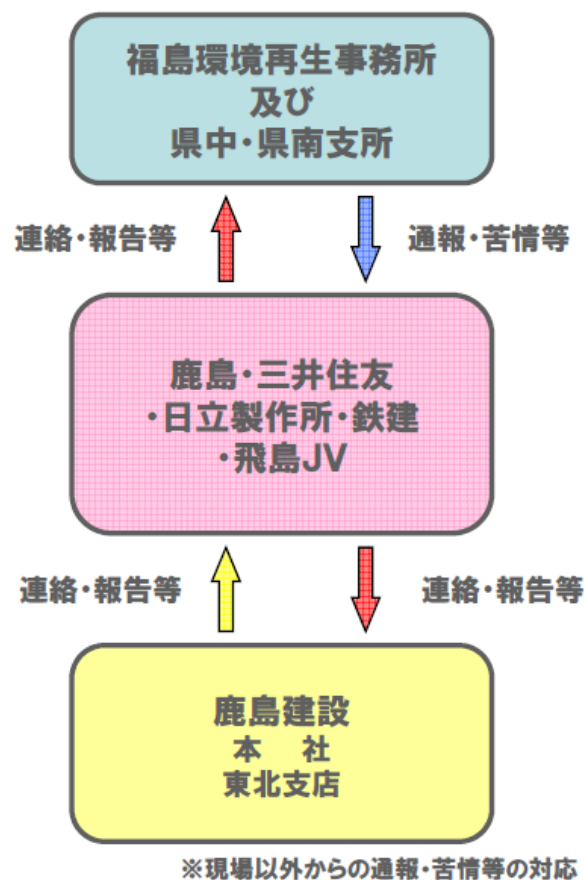
- 不適正除染の未然防止について、作業所のみの管理とはせず、これまでの除染等工事の実績を踏まえて、本支店一体となった対策を展開する。



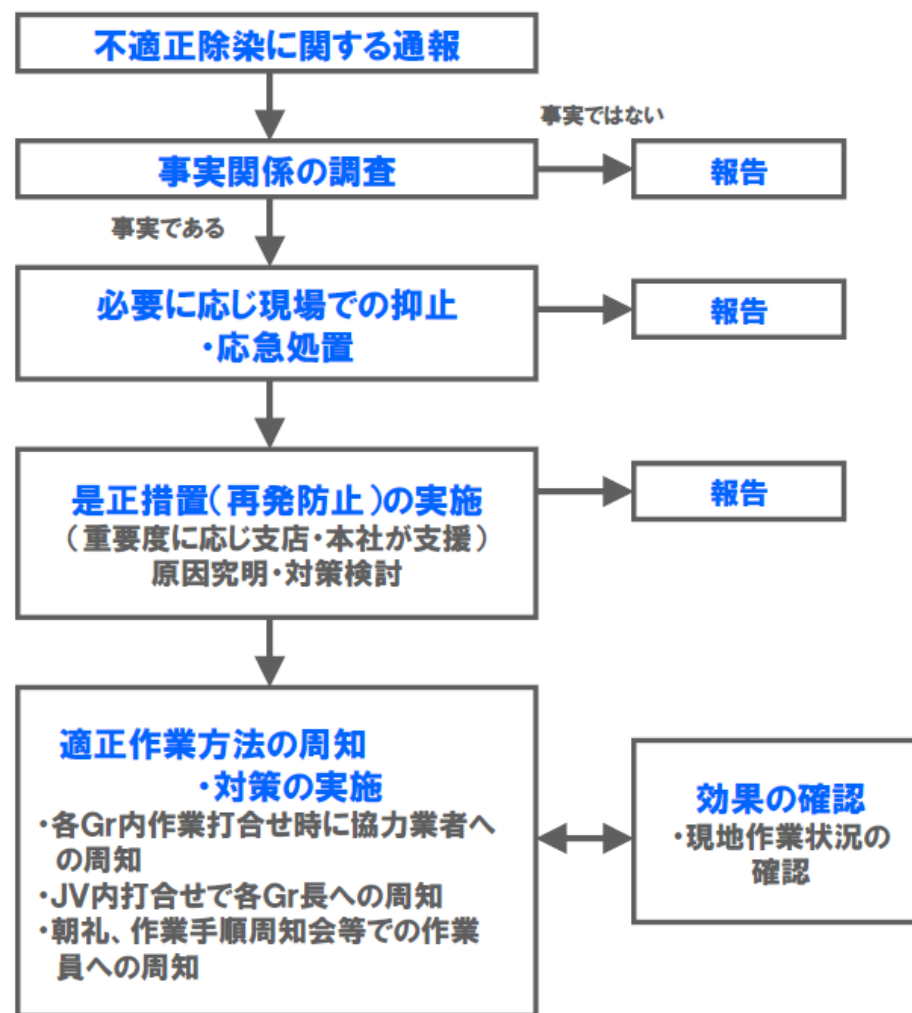
適正除染実施のための取組

⑥不適正除染に関する通報があった場合の対応

【連絡・報告フロー】



【是正措置までのフロー】



適正除染実施のための取組

⑦パトロールの実施（毎日がパトロール）

- 1) 専任の安全・品質専門員による現場パトロール
- 2) 所内不適切除染防止パトロール
- 3) 福島復興総合事務所管内 不適切除染防止パトロール
- 4) 福島復興総合事務所管内 交換パトロール（不適切除染・安全）
- 5) 各種パトロールで、不適切除染を注力項目に追加。

- ・ 職長会パトロール
- ・ 事業主パトロール
- ・ 店社 安全・品質パトロール
- ・ 本社 三本部合同パトロール
(安全本部、環境本部、原子力本部)



所内不適切除染防止パトロール

適正除染実施のための取組

6) 協力会社相互パトロール

- ・ 協力会社が主体となり、他業者の現場のパトロールを実施。
(1回/月)
- ・ 他業者の安全、品質面の管理状況が直接確認できる。
- ・ 協力業者の自覚や意識の向上、作業状況の均一化が図れる。



適正除染実施のための取組

⑦パトロールの実施

富岡町JV 安全・放管パトロール点検表

実施日: 平成27年 3月26日(水)

監督者	現場代理人	監視員	放射線管理員	安全管理員
(印)	(印)	(印)	(印)	(印)

実施工区・作業内容	工区担当者(JV)	1次協力会社担当者	作業場所作業指揮者
基礎工、H10の前	ついでら	フタマ	橋本清

項目	評価	指摘事項・コメント
【安全衛生活動】		
・ATKYの記入方法	○	
・架空線有無の事前確認と監視人が決められているか	○	
・1人ATKYの実施状況	○	
・健康確認(顔色・発汗状態)	○	
・ヒヤリハット活動	△	毎日行っている → 毎日全員がやっている
・作業手順の周知	○	
・保護具の適正使用	○	
・高山症・女性・経験不足作業員の適正配置	○	
・危険物の保管と消火器の有無	○	
・緊急事に対応書の周知	○	
・整理整頓状況	○	
【災害事例に関する事項】		
・交通安全に関する指導(通達)	○	地元の車が多いので指導している
・災害・事故事例の周知	○	現場では 話している
【機械器具】		
・重機・移動式クレーン作業計画作成と周知	○	クレーンで確認
・移動式クレーンの過巻装置・フックのハズレ止め	○	
・重機作業時の立入禁止措置	○	
・ユニック車の使用状況(前吊り禁止、アウトリガー)	○	ユニック車でのクレーン作業はしていない
・回転工具の扱い	○	
・運転席離脱(キー拔かれ、ドア、バケツ)	○	
【点検・確認】		
・持ち込みシールの有無	○	
・始業前点検の記録	○	
・月例点検の記録	○	
・計画と合った設備・行動	○	
【不安全行動】		
・トラック等への昇降(飛乗り・飛降り)	○	
・側溝等の飛び越し	○	
・安全通路の確保	○	
【資格等】		
免許・技能講習修了者・特別教育修了者	○	
資格の本証の携帯	○	
【放射線管理】		
KYの検査表示	○	
ガラスパッチ	○	
簡易線量計	○	
防護マスクの使用状況	○	
【適正除染】		
適正な除染が行われているか	○	
・その他		フクロノミダシXHPなど不足している

○ 指摘事項無し × 改善が必要
平成26年8月 大林・東亜・森本・大和小田急・東武特定建設共同企業体版



適正除染実施のための取組

⑧地域とのコミュニケーション

別紙

パンフレット（日建連作成）

適正除染実施のための取組

⑨ 除染等工事における各取組強化のお願い

平成 26 年 5 月 19 日

除染部会委員各位

一般社団法人 日本建設業連合会
電力対策特別委員会 除染部会
部会長 台 和彦



除染等工事における各取組強化のお願い

環境省は平成 26 年 4 月 9 日、除染特別地域内における除染等工事に係る設計労務単価を改定し、同日付で、当会中村会長宛、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」の要請がなされたところです。

ご案内の通り、日建連では昨年度、公共工事設計労務単価が大幅に引き上げられたことを踏まえ、労務単価上げが賃金水準の向上に確実につながるよう「労務賃金改善等推進要綱」を定めるとともに、技能労働者の確保、育成に向けた総合的な取組を推進しております。

もとより、技能労働者の処遇の改善は、業界あげて取り組むべき問題であり、とりわけ適切な賃金の支払いは、元請企業には容易に手の届かないものといえますが、当要綱は、元請企業としても可能な限りの手立てを尽くす努力を要するとの認識の下、独禁法上の取扱い等も考慮してとりまとめたものです。

このため、除染等工事においても、当要綱に基づく取組を推進することが、元請企業として、環境省の要請に適切に対応することになります。

また、福島労働局のまとめによると、労働基準関係法令（労働基準法、労働安全衛生法）に違反した除染事業者が多数にのぼるとともに、除染作業中の死傷者が急増しており、都度、環境省からの注意喚起もなされております。

つきましては、除染等工事においても下記の措置について、改めて確認を行っていただくとともに、取組みの強化を図っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 「労務賃金改善等推進要綱」（第 1 『適切な労務賃金支払いの要請』）の実施
- 労働基準関係法令（労働基準法、労働安全衛生法）の順守
- 安全対策並びに再発防止策の強化

以上